



第68号 (令和3年3月2日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！3月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和3年度の国民年金保険料額や、学生納付特例申請書の送付に関するもののほか、令和3年4月1日に施行される事項の改正概要について掲載しています。

また、障害年金講座では、20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書記載の簡素化について具体的な例を掲載していますので、ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第20回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

受付・点検に係る留意事項について
(その5)

です！

受付・点検に係る留意事項について（その5）

かけはし第66号（令和2年11月発行）の障害年金講座に掲載した20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書記載の簡素化について、具体的な例をご紹介します。かけはし第66号と合わせて参照していただくと、初診日証明手続きの簡素化も確認ができます。

20歳前傷病に係る病歴・就労状況等申立書記載の簡素化

令和2年10月1日から、20歳前に初診日がある方のうち、次の①又は②に該当する場合は、**病歴・就労状況等申立書の記載を簡素化**できることになりました。

- ① 生来性の知的障害の場合
- ② 初診日証明手続きの簡素化を行った場合

解説 ①	① 生来性の知的障害の場合 出生時から現在までの状況について、特に大きな変更があった場合を中心に1つの欄にまとめて記入できる。
	生来性の知的障害の場合は、同じ症状が長く継続することが見込まれるため、特に大きな変更があった場合は、その内容を中心に記載することで、数年毎に区切って記載することを簡素化できるようになりました。
解説 ②	② 初診日証明手続きの簡素化を行った場合 発病から当該医療機関の受診日までの状況を、1つの欄にまとめて記入できる。
	初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、初診日が20歳前にあることが明らかであるため、病歴・就労状況等申立書にまとめて記入することができるようになりました。



参考として、かけはし第66号（P4～5）「周知用のチラシ」から抜粋してご紹介します。



裏面の下段に記載されている内容を抜粋しています。

「病歴・就労状況等申立書」の記入も簡素化できます（令和2年10月～）

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、「病歴・就労状況等申立書」の病歴状況の記入を簡素化できます。

- ① 生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能です。
- ② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日までの経過を一括してまとめて記入することが可能です。
 ※ なお、証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行う必要があります。

病歴・就労状況等申立書の記載が簡素化できるか

スタート

先天性の知的障害か？

はい

簡素化できる
(生まれた日から
請求日までの間)

いいえ

初診日は20歳前か？

いいえ

はい

初診日から1年6カ月経過した日、又は症状が固定した日は20歳到達日以前か？

いいえ

はい

18歳6カ月以前に受診した受診状況等証明書の添付があるか？

いいえ

症状固定しているか？

いいえ

簡素化
できない

はい

添付の受診状況等証明書に記載の初診日以前に厚生年金被保険者期間がないか？

いいえ

はい

固定した日以前の受診状況等証明書の添付があるか？

いいえ

はい

はい

簡素化できる
(発病から受診状況等証明書に記載の初診日までの間)

病歴・就労状況等申立書の記載例①

【記載例①の請求者情報】

生年月日	H 2.11.6	初診日	生まれた日
20歳到達日	H22.11.5	請求日	R 3. 1.31 (30歳)

病歴・就労状況等申立書

No. — 枚中

(請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。)

病歴状況	傷病名	知的障害
発病日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 2 年 11 月 6 日	初診日 <input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 2 年 11 月 6 日
<p>記入する前にお読みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、<u>発病したときから現在までの経過</u>を年月順に期間をあげずに記入してください。 ○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。 ○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。 ○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。 ○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。 		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 2 年 11 月 6 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月 31 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 A病院	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少期は発語がほとんどなかった。 ・ 小学校は両親の希望で普通学級。成績は「1」か「2」だった。 ・ 中学校は支援学級。高校は特別支援学校に進学した。 ・ 高校卒業後は、造園会社に就職したが1年後に会社が倒産したため無職となった。 ・ その後はスーパーの品出しのアルバイトについたが人間関係のトラブルで2ヶ月で辞めた。 ・ アルバイトを辞めた後は、家にいて何もしていなかった。 ・ 障害年金の診断書作成のため令和2年10月8日にA病院に受診した。
2	<input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況
3	<input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況

解説

生来性の知的障害の場合、初診日は「生まれた日」と考えて記載してください

記載例①は、生来性の知的障害であるため、大きな変化が生じた事柄を中心に、生まれてから現在までの経過をまとめて記載することができます。（赤枠部分）

病歴・就労状況等申立書の記載例②（生来性）

【記載例②の請求者情報】

生年月日	H 9.6.29	初診日	H16.7.24（7歳）
20歳到達日	H29.6.28	請求日	R 3.1.27（23歳）

A医療センター：受証添付なし
 B病院：受証添付なし
 C市民病院：受証添付あり

病歴・就労状況等申立書

赤枠が簡素化した部分

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入）

病歴状況	傷病名	アスペルガー症候群	
発病日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成	9 年 6 月 29 日	初診日 <input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 16 年 7 月 24 日

記入する前にお読みください

同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を複数記載する場合は、経過を年月順に期間をあけずに記入してください。期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。

1	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 9 年 6 月 29 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 7 月 4 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 A医療センター B病院	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで） <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の先生からいつも1人遊びをしていると言われていた。こだわりが強く、洋服もいつも同じものを着たがった。 平成16年7月24日、小学1年生の時、担任の先生の勧めで市のA医療センターに行き、発達障害と診断された。 中学生の時、相変わらずこだわりが強かったのでB病院を一度だけ受診した。 高校3年の4月、他の生徒ともめ、自分の部屋に閉じこもり出てこなくなった。
2	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 7 月 5 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 10 月 26 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 C市民病院 精神科	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> 家族が心配して、母と一緒に平成27年7月5日にC市民病院 精神科を受診した。 C市民病院 精神科でアスペルガー症候群と診断された。受診は7月5日～10月26日まで、月1回の受診。 高校は3年の2学期から行くようになった。
3	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 27 年 10 月 27 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 30 年 8 月 15 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input checked="" type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> 高校卒業後は進学しなかった。米屋でアルバイトしたが注文の電話を取った時にパニックになり1週間で辞めた。 退職後はまた自分の部屋に引きこもり、家族との会話もしなくなった。
4	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 30 年 8 月 15 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月 27 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない 医療機関名 Dメンタルクリニック	左の期間の状況 <ul style="list-style-type: none"> 本人を説得し平成30年8月15日にDメンタルクリニックを受診した。月2回通院している。 令和1年10月に福祉手帳の交付を受けた。 令和2年12月から障害者雇用で清掃会社に勤めている。

解説

生来性の障害と診断されたのが小学1年生の時であるため、その日が初診日と考えて記載してください

記載例②の場合、C市民病院の受診日が18歳6カ月より前で、かつ受診状況等証明書への添付があるため、C市民病院より前の生まれてからの経過をまとめて記載することができます。

病歴・就労状況等申立書の記載例③（生来性以外）

【記載例③の請求者情報】

生年月日	H10.5.13	初診日	H24.9.18（14歳）
20歳到達日	H30.5.12	請求日	R 3. 1.27（22歳）

Aメンタルクリニック: 受証添付なし
 B診療所 : 受証添付なし
 C病院 : 受証添付あり

↓
 赤枠が簡素化した部分

病歴・就労状況等申立書

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名	うつ病								
発病日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成	24年	4月	頃	日	初診日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成	24年	9月	18日

記入する前にお読みください。

同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関ごとの期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。

1	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 24年 4月 頃 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 25年 6月 29日 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで）	
	医療機関名 Aメンタルクリニック		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学2年生になった時、新しいクラスになじめず、不登校になった。 ・ 病院に受診させようとしたが嫌がり、やっと平成24年9月18日に自宅から離れたAメンタルクリニックを受診した。うつ病と診断された。 ・ 通院が大変になり平成25年5月20日、B診療所（精神科）を紹介され転院した。 ・ B診療所の先生と合わず2回で受診をやめた。
	B診療所		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 25年 6月 30日 日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 29年 5月 15日 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない		
医療機関名 C病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年6月30日、ネットで探したC病院に受診した。 ・ 月2回、通院している。 ・ 中学は保健室登校して、なんとか卒業した。 ・ 病気があっても受け入れてくれる高校があり入学した。休みがちだったが、夏休みと冬休みに登校して卒業した。 ・ 高校卒業後は就職しないで家にいた。 		
<input checked="" type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 29年 5月 16日 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 2年 7月 10日 日まで <input type="checkbox"/> 受診した ・ <input checked="" type="checkbox"/> 受診していない		左の期間の状況	
医療機関名			<ul style="list-style-type: none"> ・ 調子が良くなり、受診を自己中断した。 ・ パン屋でアルバイトをした。 ・ 令和1年3月頃から、気分が落ち込み出勤できなくなりアルバイトを辞めた。
<input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 2年 7月 11日 日から <input type="checkbox"/> 平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3年 1月 27日 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 受診した ・ <input type="checkbox"/> 受診していない			
医療機関名 D病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活のために働くと思ったが、身体が動かさずD病院を受診した。月2回、通院している。 ・ 令和2年10月に福祉手帳の交付を受けた。 ・ 令和2年11月から障害者雇用で清掃会社に勤めている。 		

解説

「初診日証明手続きの簡素化」を行った場合は、C病院より前の経過をまとめて記載することができます

記載例③の場合、C病院の受診日が18歳6カ月より前で、かつ受診状況等証明書が添付があるため、C病院より前の発病からの経過をまとめて記載することができます。

障害年金に関するお知らせ

受付した障害年金請求書等の送付先について

平成31年4月1日から年金給付関係届の送付先を統一するため、市区町村で受付した障害年金請求書及び障害状態の確認・認定を要する届書等の送付先は、年金事務所に統一させていただきました。（事務センター経由を廃止しました。）
すでにご対応いただいておりますが、改めてお知らせいたします。

緊急事態宣言を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた障害年金診断書の取扱いについては、令和3年1月15日付厚生労働省年金局通知（年管管発0115第3号）が発出され、緊急事態宣言の実施期間延長に伴い令和3年2月3日に一部改正が行われました。

この通知による障害年金支払の一時差止めについてまとめましたので、参考にご紹介させていただきます。

障害状態確認届の作成可能期間は3ヶ月間とされていますが、緊急事態宣言により令和3年1月、2月は医療機関を受診できず、障害状態確認届に係る通常の手続を円滑に行うことができない事が想定されるため、障害状態確認届の作成可能期間である3ヶ月間を確保できる時期までは、一時差止を行わないこととなりました。

提出期限	一時差止め猶予期間 (差止めとなる時期)		障害年金診断書の作成可能期間								
			11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
令和3年 2月末日	通常	令和3年2月末日									
	改正後	令和3年4月末日									
令和3年 3月末日	通常	令和3年3月末日									
	改正後	令和3年5月末日									
令和3年 4月末日	通常	令和3年4月末日									
	改正後	令和3年5月末日									

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和3年2月から令和3年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和3年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、「かけはし」第67号の15頁をご確認ください。
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

令和3年 3月

- (定例) 年度末収納対策用納付書の送付

令和3年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
- ▲ (新規) 未婚のひとり親を国民年金保険料の免除等該当基準に追加
→ 詳細は、「かけはし」第67号の20頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 寡婦年金の支給要件の見直し
- ▲ (新規) 脱退一時金の支給上限月数の引き上げ
→ 詳細は「かけはし」第67号の21～22頁及び本号の20～22頁をご確認ください。

令和3年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付年金額改定通知書）の送付

国民年金保険料の金額

令和3年度の国民年金保険料額は、「**月額16,610円**」です。

令和3年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和3年度の保険料改定率「0.977」を乗じることにより、16,610円となりました。

便利でお得な納付方法をご利用ください

■ 口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※ 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

■ クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示（令和3年厚生労働省告示第50号）により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら14,590円、1年前納なら3,540円、6カ月前納でも810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら15,850円、1年前納なら4,180円、6カ月前納でも1,130円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には、次の方法があります。

- (1) 2年（4月～翌々年3月分）分の前納
- (2) 1年（4月～翌年3月分）分の前納
- (3) 6カ月（4月～9月分、10月～翌年3月分）分の前納
- (4) 毎月（早割、口座振替のみ）
- (5) 毎月（割引なし）

※ 口座振替・クレジットカード納付による令和3年4月からの前納（2年分、1年分、6カ月分、早割）の新規申込みは、令和3年2月末日で受付を終了しました。

まだ間に合う2年前納は？

口座振替・クレジットカード納付による令和3年4月からの2年前納の新規申込みは、令和3年2月末日で受付を終了しましたが、現金（納付書）での納付は可能です。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください（令和3年4月から令和5年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和3年4月30日（金）です。余裕をもったご案内をお願いします）。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、任意の月から翌年度3月まで納付書で納めていただくことができます。併せてご案内ください。

※ 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。
 ※ 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意ください。

国民年金保険料 納付額比較（令和3年4月時点）

	1カ月分 保険料額	割引額	6カ月分 保険料額	割引額	1年分 保険料額	割引額	2年分 保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付) (翌月末振替の口座振替)	16,610円	-	99,660円	-	199,320円	-	398,400円	-
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,560円	50円	99,360円	300円	198,720円	600円	-	-
6カ月前納 (現金納付)	-	-	98,850円	810円	197,700円	1,620円	-	-
6カ月前納 (口座振替)	-	-	98,530円	1,130円	197,060円	2,260円	-	-
1年前納 (現金納付)	-	-	-	-	195,780円	3,540円	-	-
1年前納 (口座振替)	-	-	-	-	195,140円	4,180円	-	-
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	383,810円	14,590円
2年前納 (口座振替)	-	-	-	-	-	-	382,550円	15,850円

※ 令和4年度の国民年金保険料額は、「月額16,590円」です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ クレジットカード納付では、【早割】（当月末振替の口座振替）は適用されません。

また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

「現金」で2年分の国民年金保険料を毎月納付

令和3年度分の 国民年金保険料 (16,610円 × 12カ月)	+	令和4年度分の 国民年金保険料 (16,590円 × 12カ月)	=	398,400円
--	---	--	---	----------

「口座振替」、「現金・クレジットカード」で2年分の国民年金保険料を前納



口座振替で2年分の国民年金保険料を前納すると、
納付額は、**382,550円（15,850円割引）**です！



現金・クレジットカードで2年分の国民年金保険料を前納すると、
納付額は、**383,810円（14,590円割引）**です！

令和3年度の学生納付特例申請書の送付について

(国民年金部)

令和2年度において、学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和3年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ターンアラウンド様式)を令和3年4月1日(木)にお送りいたします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和3年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、発送に合わせて日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) にお知らせを掲載する予定です。

制度改正に対応した令和3年度学生納付特例申請書及び送付用封筒レイアウトは、本誌13頁から17頁を参照してください。



全体レイアウト (詳細は次ページ以降)

表面

裏面

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	16,610円	令和3年5月31日	10月分	16,610円	令和3年11月30日
5月分	16,610円	令和3年6月30日	11月分	16,610円	令和4年1月4日
6月分	16,610円	令和3年7月31日	12月分	16,610円	令和4年1月31日
7月分	16,610円	令和3年8月31日	1月分	16,610円	令和4年2月28日
8月分	16,610円	令和3年9月30日	2月分	16,610円	令和4年3月31日
9月分	16,610円	令和3年10月31日	3月分	16,610円	令和4年5月2日

※ 掲載している申請書は参考です。記載内容等が変更する場合があります。ご了承ください。

表面 (1)



＜ 切 り 取 り 線 ＞

令和3年度
国民年金保険料
学生納付特例申請
のご案内

↑

回封チラシの記入例に沿って申請者記入欄に必要事項をご記入の上、
切り離してご提出願います。

999-9999
X
X
X
X
様



お問い合わせ先
X
X
X
X
〒X
(宛先不明時の返送先)
999-9999
日本年金機構XXXXXX事務センター

発行年月日
X X X X X X 年 X X 月 X X 日

基礎年金番号
XXXXX-XXXXXXX

表面(2)

XXXXXXXXXX

国民年金保険料学生納付特例申請書



職員確認欄

※ご記入の必要はありません。

(この申請書は機械処理されますので、汚したり折り返したりしないでください。)

届書コード 56237	事務所コード 9999	基礎年金番号 999999999	生年月日 99999999	区分 9
申請年月日 元号 月 日	在学予定年月(至) 99999	変更後在学予定年月(至) 元号 年 月	所得有無 元号 年 月	
承認期間 元号 年 月 日	承認開始期 元号 年 月 日	承認終期 元号 年 月 日		

※基礎年金番号、氏名を確認してください。

申請者記入欄

学校名称	都道府県	市区町村
在学予定年月	平成・令和	年 月 卒業予定
学生納付特例申請期間	令和 3年 4月 から 令和 年 月 まで	
前年所得	1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) ⇒	16歳以上19歳未満の扶養親族 [あり (人) . なし]
住所	都道府県	市区町村
被保険者氏名		(電話)

受付年月日

注意点

変更後の所得基準額は、令和3年度分の学生納付特例から適用となります。
(令和2年度分以前の学生納付特例は、変更前の所得基準額を適用します。)

押印省略の取り扱いにより、署名欄を変更していただきます。

※所得に関する情報ついて、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

裏面 (3)

郵便はがき

1 1 1 - 1 1 1 1

1 1 1

料 金 受 取 人 払 郵 便

〇〇局承認

△△

差出有効期間

〇〇〇〇年〇〇月
〇〇日まで
(切手不要)

差出人	
氏名	住 所
	〒



日本年金機構〇〇事務センター 行

〇〇市△△2-3-5

裏面（４）

令和3年度の国民年金保険料額及び納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	16,610円	令和3年5月31日	10月分	16,610円	令和3年11月30日
5月分	16,610円	令和3年6月30日	11月分	16,610円	令和4年1月4日
6月分	16,610円	令和3年8月2日	12月分	16,610円	令和4年1月31日
7月分	16,610円	令和3年8月31日	1月分	16,610円	令和4年2月28日
8月分	16,610円	令和3年9月30日	2月分	16,610円	令和4年3月31日
9月分	16,610円	令和3年11月1日	3月分	16,610円	令和4年5月2日

定額保険料
月額16,610円
付加保険料を
あわせて納める
場合の保険料
月額17,010円

保険料をまとめて前納する場合は以下のとおりです。

納付月分	2年前納で納める場合 令和3年4月～令和5年3月分	1年前納で納める場合 令和3年4月～令和4年3月分	6カ月前納で納める場合 令和3年4月～令和3年9月分
保険料額	383,810円	195,780円	98,850円
納付期限	令和3年4月30日	令和3年4月30日	令和3年11月1日
割引額	14,590円	3,540円	810円

金額は、現金で納付した場合の金額です。また、令和4年度の保険料は、16,590円で計算しています。前納は、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

【納付場所】
日本銀行本店、支店、代理店または蔵入代理店
納付受託機関
【納付方法】
国民年金保険料納付書を添えて、上記の納付場所
で納付してください。

印

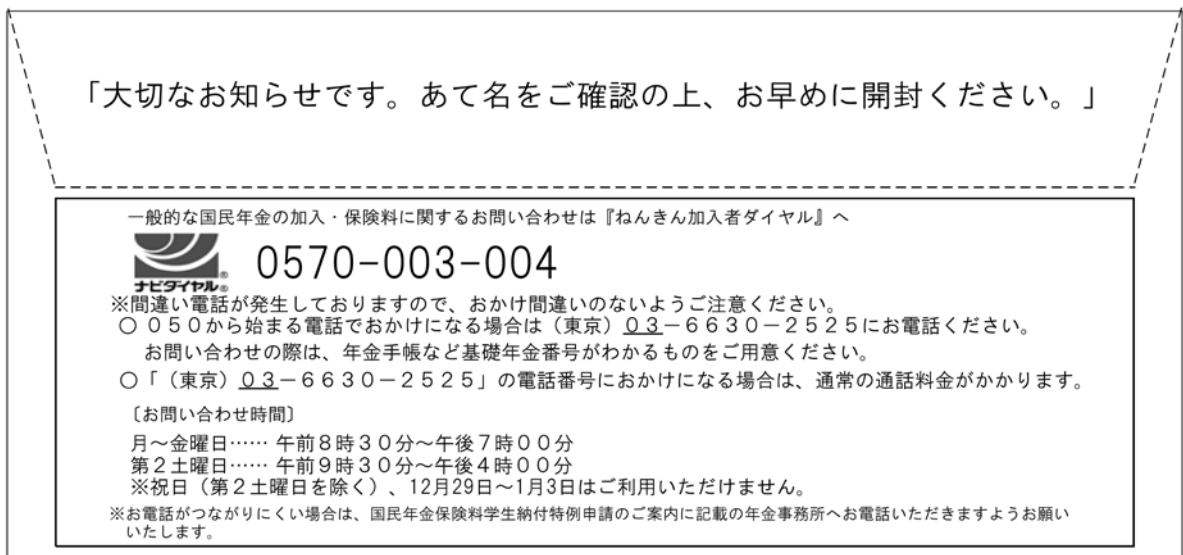
厚生労働大臣

2104_1016_043

送付用封筒（表面）



送付用封筒（裏面）



令和3年度の学生納付特例申請書の変更点について

(国民年金部)

令和3年度の学生納付特例申請書について、平成30年度税制改正に伴う対応として所得基準額の引き上げが予定※されているため、前年所得欄の表記が変更となります。

事務運用に変更はありませんが、お客様へのご説明の際などにご注意ください。

また、「かけはし」第67号でもお知らせしたとおり、押印省略の取り扱いにより、署名欄を変更しています。

※国民年金法施行令等の一部改正（令和3年3月公布・令和3年4月1日施行予定。）

所得基準額の変更内容（予定）

変更前

118万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 }

変更後

128万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 }

様式変更箇所

様式コード		4 6 2 3	
国民年金保険料学生納付特例申請書			
日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日		学生納付特例申込法人等	市区町村
以下のとおり学生納付特例を申請します。 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。 この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。		日本年金機構	
〒			
住所：			
被保険者氏名：			
※国民年金番号（10桁）で申請する場合は「(O)個人番号(または国民年金番号)」欄に左詰めで記入してください。			
① 個人番号 (または基礎 年金番号)		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成
③ 氏名		④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他
⑤ 申請期間 ()		平成 年 月から 平成 年 月まで	
⑥ 在学予定 期間		(入学年月) 平成 年 月から (卒業予定年月) 平成 年 月まで	
⑦ 学校の名称		⑧ 学校の 所在地	都 道 府 県
⑨ 学生の区分		※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。	
⑩ 学生証の有効期間		※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。	
⑪ 前年所得			
特例認定区分		1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()	

押印省略の取り扱いにより、署名欄を変更しています。

注意点

変更後の所得基準額は、令和3年度分の学生納付特例から適用となります。

(令和2年度分以前の学生納付特例は、変更前の所得基準額を適用します。)

公的年金制度等の所得要件判定時にひとり親控除が適用となります

(事業企画部)

令和2年地方税法改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置として「ひとり親控除」が創設されました。

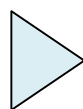
それに伴い地方税法の所得控除を加味して所得要件を判定する公的年金制度等（以下「対象制度」といいます。）においても、「ひとり親控除（35万円）」を適用することとなります。（国民年金法施行令等の改正）

「ひとり親控除」は現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などの方で次の①～③全てに当てはまる方に適用されます。

- ①合計所得金額が500万円以下であること
- ②総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいること
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

【改正前】

該当	控除額
寡婦	27万円
寡夫（※1）	27万円
特別寡婦（※1）	35万円



【改正後】

該当	控除額
寡婦（※2）	27万円
ひとり親	35万円

※1 「寡夫控除」「特別寡婦控除」は「ひとり親控除」に再編されるため廃止となります。

※2 改正後の「寡婦控除」は子以外の扶養親族がいる方が該当します。

施行日

令和3年1月1日

経過措置

対象制度の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月にあわせて施行日後の最初の切替月から「ひとり親控除」を適用します。

対象制度

ひとり親控除が適用される対象制度は以下のとおりです。

対象制度	最初の切替月
国民年金保険料学生納付特例	令和3年4月
国民年金保険料の一部免除	令和3年7月
国民年金保険料の滞納処分等に係る財務大臣への権限委任	
老齢福祉年金の支給停止	令和3年8月
20歳前障害基礎年金の支給停止	令和3年10月
特別障害給付金の支給制限	
年金生活者支援給付金（障害・遺族）の支給要件	

年金制度改正法(令和2年法律第40号)の一部が施行されます

(事業企画部・年金給付部)

- 令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。
- かけはし第67号(令和3年1月発行)では、令和3年4月1日に施行される事項の改正概要についてご説明いたしました。
- 本号では以下の改正事項にかかる相談対応や申請書等の様式の変更点について、ご説明いたします。

1. 寡婦年金の支給要件の見直し
2. 脱退一時金の支給上限月数の見直し

1. 寡婦年金の支給要件の見直し

かけはし第67号(令和3年1月発行)で概要をお知らせしましたとおり、令和3年4月1日以降に死亡した夫にかかる寡婦年金について、支給要件が見直されます。この見直しに伴い、寡婦年金請求書の様式が変更となりますので、その内容をお知らせします。

改正の概要

- これまでは、死亡した夫に障害基礎年金の受給権があるときは、寡婦年金を受けることができませんでした。
- 今回の見直しにより、死亡した夫に障害基礎年金の受給権があっても、障害基礎年金の支給を受けずに死亡したとき(障害基礎年金の受給権発生月と死亡月が同月のとき)は、寡婦年金の支給要件を満たすこととなります。
- なお、夫の死亡日が令和3年3月31日以前のときは、改正前の要件が適用されます。

令和3年4月以降の支給要件

寡婦年金は、次の要件をすべて満たす場合に、妻が60歳から65歳までの間に受給することができます。

- ① 死亡した夫に、第1号被保険者としての保険料納付済期間又は保険料免除期間が10年以上※あること。
※平成29年7月31日以前に受給権が発生する場合は25年以上あること。

変更点

- ② 死亡した夫が、**老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと。**

※夫の死亡日が令和3年3月31日以前の場合は、死亡した夫が、**障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと。**

- ③ 請求者である妻が、65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと。
- ④ 婚姻関係(事実婚を含む)が10年以上継続しており、夫の死亡当時、夫の収入により生計維持していること。

寡婦年金請求書の変更点

支給要件の見直しに伴い、死亡した夫の年金受給状況を記入する欄が変更となります。請求があったときは、下記のとおり記載いただくようご注意ください。

【年金請求書（国民年金寡婦年金）】

※寡婦年金請求書3ページ

㊦欄（拡大）

(1) 死亡した方の生年月日	年 月 日	住 所
(2) 死亡年月日	年 月 日	(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称
(4) 傷病または負傷の発生した日	年 月 日	(5) 傷病または負傷の初診日
(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因	年 月 日	(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。
(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏 名	1. はい 2. いいえ
(9) 死亡の原因は業務上ですか。	(10) 労災保険から給付が受けられますか。	(11) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。
1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
(13) 死亡した方が次の年金を受けていましたか。 ^(※)	ア. 老齢基礎年金 イ. 障害基礎年金 (旧国民年金法による障害年金(障害福祉年金を除く)を含む)	1. はい 2. いいえ
(14) 死亡一時金を受け取ることができず寡婦年金を選択しますか。		1. はい 2. いいえ

変更点

(※) 死亡した方が障害基礎年金の受給権者であって、死亡年月日が令和3年3月31日以前の場合については、「1. はい」を○で囲んでください。

※様式の文言等は若干変更となる場合があります。

変更後の㊦(13)欄の記入方法

以下のいずれかに該当する場合は「1.はい」を○で囲んでください。

- 夫の死亡日が令和3年4月1日以降のときは、
 - ・死亡した夫が老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けていたとき。
- 夫の死亡日が令和3年3月31日以前のときは、
 - ・死亡した夫が老齢基礎年金の支給を受けていたとき。
 - ・ // 障害基礎年金の受給権があるとき。

いずれにも該当しない場合は「2.いいえ」を○で囲んでください。

2. 脱退一時金の支給上限月数の見直し

かけはし第67号（令和3年1月発行）では、脱退一時金の支給額の対象となる年金加入期間の上限（「支給上限月数」といいます。）が、令和3年4月より「36月（3年）から60月（5年）」に引き上げられることをお知らせしました。

国民年金脱退一時金の支給額（令和3年4月～）

国民年金脱退一時金の支給額は、最後に国民年金保険料を納付した月（「最終納付月」といいます。）が属する年度の保険料額と保険料納付済期間等の月数*に応じて、以下のとおり計算します。

【脱退一時金の計算式】

最終納付月の属する年度の保険料額 × 1/2 × 支給額計算に用いる数

*保険料納付済期間等の月数は、以下のとおり計算します。

全額納付月数 + (4分の1納付月数) × 1/4 + (半額納付月数) × 1/2 + (4分の3納付月数) × 3/4

<参考> 最終納付月が「令和3年4月～令和4年3月」にある場合の支給額

保険料納付済期間等の月数	支給額計算に用いる数	支給額
6月以上12月未満	6	49,830円
12月以上18月未満	12	99,660円
18月以上24月未満	18	149,490円
24月以上30月未満	24	199,320円
30月以上36月未満	30	249,150円
36月以上42月未満	36	298,980円
42月以上48月未満	<u>42</u>	<u>348,810円</u>
48月以上54月未満	<u>48</u>	<u>398,640円</u>
54月以上60月未満	<u>54</u>	<u>448,470円</u>
60月以上	<u>60</u>	<u>498,300円</u>

なお、最終納付月が令和3年3月以前の方は、これまで通り36月（3年）を上限として支給額を決定します。最終納付月が令和3年3月以前となる場合の支給額は、日本年金機構ホームページで確認できます。

改正の対象者

最終納付月が令和3年4月以降となる方が対象です。一部免除を承認（免除されなかった分の保険料が納付済であること）された令和3年4月以降の月が最終納付月となる方も対象となります。

例えば、保険料納付済期間等の月数が36月以上ある方が、「令和3年5月1日」に国民年金を資格喪失して出国後に脱退一時金を請求する場合の支給額は、

- ・最終納付月が「令和3年4月分」 ⇒ 支給上限を60月（5年）
- ・最終納付月が「令和3年3月分（4月分は未納）」 ⇒ 支給上限を36月（3年）

として計算します。

厚生年金保険脱退一時金の支給額等（令和3年4月～）

厚生年金保険の脱退一時金についても、同様に支給上限月数が引き上げられます。厚生年金被保険者期間の最終月（資格喪失日の属する月の前月）が令和3年4月以降となる場合に改正の対象となります。



国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

(国民年金部)

◎ 国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間委託事業者では、お客様の状況に応じて文書、電話及び戸別訪問による督促を行っています。

現在、304事務所において民間委託を実施しています。

日本年金機構のコールセンターから、電話による国民年金保険料納付のご案内をしている東京都（多摩地区）、山梨県の8事務所においては、令和3年5月からの民間委託実施を予定しています。

市場化テスト受託事業者と担当地区は次のとおりです。

市場化テスト受託事業者	担 当 地 区
アイヴィジット・東洋紙業共同企業体	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 群馬県 新潟県 長野県
(株)バックスグループ	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都（特別区・島しょ部） 神奈川県 富山県 石川県 愛知県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※ 受託事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/shunoitaku/minkan-itaku/20150501.html>





国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

保険料の納め忘れがあると、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生により、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口へご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は、窓口にて備え付けてあります。

令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

- **第1号被保険者**

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。

加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

- **第2号被保険者**

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。

加入手続きは、勤務先が行います。

- **第3号被保険者**

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。



地域の独自情報

編集後記

以前からキッチンツールが欲しくていろいろ探していたのですが、たまたま入ったお店で「小学校の理科室の椅子」というものと出会い衝動買いしました。傷だらけで落書きも多く、かなり年季が入った椅子ですがとても懐かしく気に入っています。

いつぐらいに作られたものなのかは分かりませんが、まだまだ現役で役目を果たしてくれることに感動と愛着が湧いてきます。（とりとめのない話ですみません…。）

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。